

第1回岡谷市公共施設のあり方検討市民会議

平成19年6月25日

市役所605会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 委員及び職員自己紹介

5 会 議

1) 役員選出

2) 協議事項

① 岡谷市行財政改革プランについて

② 公共施設のあり方検討について

(質 疑)

③ 意見交換

5 閉 会

岡谷市公共施設のあり方検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市行財政改革プランの取り組みのなかで、公共施設のあり方を検討するに当たり、市民の幅広い意見を反映させるため、市民との協働によって検討する会議機関として、岡谷市公共施設のあり方検討市民会議（以下「検討市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討市民会議所掌事項は、公共施設のあり方について、市に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 検討市民会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般公募者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、岡谷市の公共施設のあり方の方針決定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討市民会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討市民会議は、委員長が招集し、委員長が座長となる。

2 検討市民会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、関係する者に検討市民会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討市民会議の庶務は、総務部企画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討市民会議の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月5日から施行する。

① 岡谷市行財政改革プランについて

「岡谷市行財政改革プラン」冊子参照ページ

- ・ P1 「1 策定の趣旨」
- ・ P2～9 「財政の現状と課題」
- ・ P11 「行財政改革推進のための数値目標」
- ・ P13 「2 使用料・手数料等の収入確保と見直し」
(2)受益者負担の適正化
- ・ P15 「第3章 歳出削減に向けた取り組み」
- ・ P20 「3 公共施設のあり方」
- ・ P22 「(参考)公の施設の一覧」
- ・ P43 「第7章 行財政改革プランの推進」
- ・ 実施計画1 「行財政改革プラン実施計画(短期3ヵ年)」

② 公共施設のあり方検討について

別 記

公共施設のあり方検討の進め方(案)

1) 基準(ものさし)づくり

平成18年度の庁内検討チームにより、一定の見直しの考え方がまとめられた。これを基に、平成19年度は市で説明責任を果たせる見直し案を検討する。

そのためには、優先順位づけなど相対的な評価が求められ、全ての施設に共通して適用する尺度、基準(ものさし)として、施設の管理運営費、利用状況等を把握し、基準(ものさし)を使って検討する。(平成19年度使用)

A: 基準(ものさし)の例

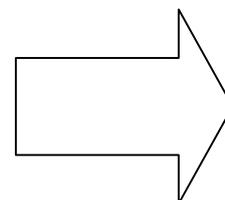
- | | | |
|--------------------|---|-----------|
| ① 1日あたりの利用者数 | ・施設がどれだけ利用されているか | ・施設の設置目的の |
| ② 利用者1人あたりの維持管理経費 | ・費用対効果の比較 | ・どれだけの費用を |
| ③ 維持管理経費に充当する収入の割合 | ・受益者負担の割合 | ・どれだけ一般財源 |
| ④ 類似施設の有無 | ・施設を廃止した場合の対応、代替施設、代替策、経費・管理運営方法等の比較 | |
| ⑤ 施設利用の効果 | ・本来の目的の達成度 - 健康度、文化度など、それぞれの施設の基準(ものさし) | |
| | 本来の目的外の貢献度 - ・経済効果、波及効果など二次的に現れる効果の | |

B: 基準(ものさし)運用の留意点

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ① 施設の効用 | ・受益度、貢献度、利用者の意見など |
| ② 複数の基準に対する加重(ウェイト)の置き方 | ・指定管理者選定の手法を参照 |
| ③ 知識、情報の有無、多少や感情論で左右されてはいけない | ・客観的な判断材料とするために |

2) 基準・ものさしを使っての施設存廃の検討

- ▼ 維持管理経費等に関わらず存続すべき施設
- ▼ 存続するが、管理運営方法等を見直す施設
- ▼ 近い将来に廃止(統合)する施設



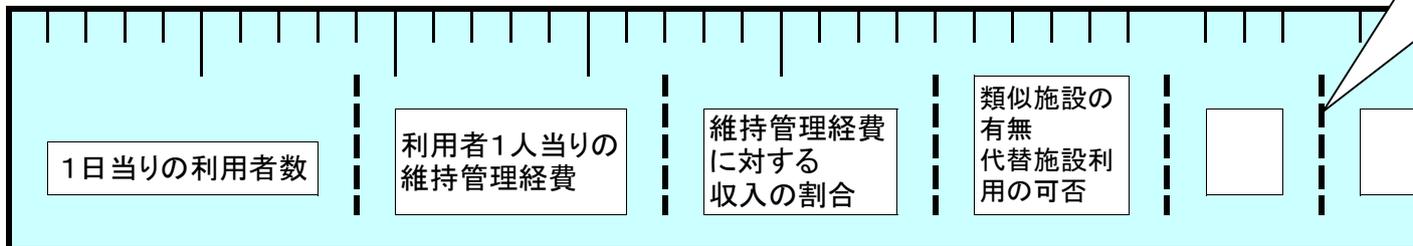
《目安達成のための具体的な取組

- ・・会館の運営見直し
- ・・センターの廃止に

《公共施設のあり方検討の「基準(ものさし)」づくり》のイメージ

- ・全市全施設の相対的な評価、優先順位づけの参考とする
- ・市民合意形成のための客観的判断材料とする

他
使
す。



- * 多くの項目・要素から基準として使えるものを絞り込む
- * 複数の基準・要素に対する加重(ウェイト)の置き方も検討する

3チームそれぞれに
基準づくりと施設のあり方を検討

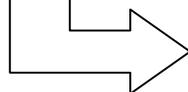
公共施設のあり方検討
市民会議による検討

施設利用の効果・加
○本来の目的
市民の
○本来の目的
二次的

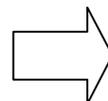
(5~8月)

(9・10月)

(11月を目途)

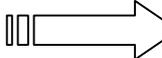


庁内検討部会での共通の基準
づくりと施設のあり方の検討



行政管理委員会
での市の方針決定

(平成20年度)



* 並行して、市民会議による検討

3) 専門部会及びチームによる庁内検討

